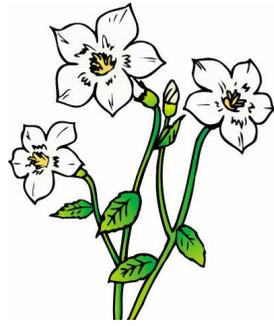


# 労務アシスト通信

連絡先：〒252-0206  
 相模原市中央区淵野辺 3-15-1-3F  
 電話：042-704-9860 FAX：042-704-9861  
 メール：main@roumu-assist.com  
 H P：https://roumu-assist.com/



## 最低賃金が3年連続で3%増加へ

### ◆政策通りの引上げに

厚生労働省の中央最低賃金審議会が7月に公表した、引上げ額の全国加重平均 26円(昨年度 25円)、改定額の全国加重平均額 874円(同 848円)のとおり、今年度の地域別最低賃金が決定しました。また、引上げ率は3.1%で、3年連続3%以上の引上げを確保し、政府が昨年策定した「働き方改革実行計画」に沿う形になります。

### ◆地域別最低賃金

各都道府県に適用される平成30年10月以降の地域別最低賃金は以下の通りです。  
 金額(前年度差/発効日)  
 北海道:835円(+25円/10.1-)  
 青森:762円(+24円/10.4-)  
 岩手:762円(+24円/10.1-)  
 宮城:798円(+26円/10.1-)  
 秋田:762円(+24円/10.1-)  
 山形:763円(+24円/10.1-)  
 福島:772円(+24円/10.1-)  
 茨城:822円(+26円/10.1-)  
 栃木:826円(+26円/10.1-)  
 群馬:809円(+26円/10.6-)  
 埼玉:898円(+27円/10.1-)  
 千葉:895円(+27円/10.1-)

東京:985円(+27円/10.1-)  
 神奈川:983円(+27円/10.1-)  
 新潟:803円(+25円/10.1-)  
 富山:821円(+26円/10.1-)  
 石川:806円(+25円/10.1-)  
 福井:803円(+25円/10.1-)  
 山梨:810円(+26円/10.3-)  
 長野:821円(+26円/10.1-)  
 岐阜:825円(+25円/10.1-)  
 静岡:858円(+26円/10.3-)  
 愛知:898円(+27円/10.1-)  
 三重:846円(+26円/10.1-)  
 滋賀:839円(+26円/10.1-)  
 京都:882円(+26円/10.1-)  
 大阪:936円(+27円/10.1-)  
 兵庫:871円(+27円/10.1-)  
 奈良:811円(+25円/10.4-)  
 和歌山:803円(+26円/10.1-)  
 鳥取:762円(+24円/10.5-)  
 島根:764円(+24円/10.1-)  
 岡山:807円(+26円/10.3-)  
 広島:844円(+26円/10.1-)  
 山口:802円(+25円/10.1-)  
 徳島:766円(+26円/10.1-)  
 香川:792円(+26円/10.1-)  
 愛媛:764円(+25円/10.1-)  
 高知:762円(+25円/10.5-)  
 福岡:814円(+25円/10.1-)  
 佐賀:762円(+25円/10.4-)  
 長崎:762円(+25円/10.6-)  
 熊本:762円(+25円/10.1-)  
 大分:762円(+25円/10.1-)  
 宮崎:762円(+25円/10.5-)  
 鹿児島:761円(+24円/10.1-)

沖縄:762円(+25円/10.3-)  
 全国加重平均874円(+26円)

### ◆どこまで上がる?

政府は、最低賃金を毎年3%程度引き上げ、全国加重平均額を1,000円にする目標を掲げています。そうすると、東京都の最低賃金はあと5~6年かけ、1,130円近くまで上昇すると思われます。また、現在でも最低賃金が高い東京都と神奈川県は、1,000円に近づいている一方、19県では700円台であることから、地域間格差の拡大も指摘されています。

### ◆韓国の最低賃金

お隣の韓国では、日本以上の率で最低賃金が上昇しており、来年は今年比10.9%増の8,350ウォン(約835円、今年比16.4%増)となり、2020年には、ここ10年間で2倍となる10,000ウォン(約1,000円)を目指すということです。

## 労働時間の把握、来春より管理職にも義務化

### ◆労働時間の記録と保存

来年4月から、いわゆる「管理職」の労働時間把握と、その記録の保存が企業に義務づけられると報道されました(日経新聞7月31日付)。現状でも、企業はタイムカードやパソコンなど「客観的な方法」により労働者の労働時間を記録し、3年間分保存しなければなりません(厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」)。この範囲に、新たに管理職も含まれるとことです(取締役ら経営陣は対象外)。

### ◆労基法の管理監督者

労働基準法の「管理監督者」は、労働時間や休日の規定の対象外とされています(ただし深夜割増賃金の支給や年次有給休暇の付与は必要)。管理監督者は、経営に参画する立場として、自らの労働時間に一定の裁量があるためです。そのため、管理監督者の労働時間の把握や保存の義務はありませんし、それゆえ現状で管理監督者の労働時間管理はなおざりという企業もあるでしょう。

### ◆改正安衛法の「面接指導」

一方、今回の労働時間把握

義務は、労働安全衛生法(安衛法)上の「面接指導」を目的とする趣旨です。安衛法は、管理職を含むすべての労働者の健康管理等を目的としています。

該当条文は次の通りです。「事業者は、(略)面接指導を実施するため、厚生労働省令で定める方法により、労働者(略)の労働時間の状況を把握しなければならない。」(改正第66条の8の3)。

### ◆管理職の過重労働にも注意

条文等で明らかでない詳細については、今後の政省令等を待つこととなりますが、さしあたり企業の実務上、現在一般社員が行っている出勤記録と同じことを、管理職にも徹底させる必要があります。

昨年は、大手電力会社の課長職の過労自殺や、ドーナツのフランチャイズ店の店長(「名ばかり管理職」と批判されました)の過労自殺など、管理職の過重労働に関する報道も少なからずありました。

一般従業員だけでなく、管理職の過重労働にも注意していきましょう。

## 9月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

### 10月1日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]